

右京区人権啓発事業「右京は一とふるシアター」に係る

作品の企画及び制作業務 仕様書

1 業務の名称

右京区人権啓発事業「右京は一とふるシアター」に係る作品の企画及び制作業務

2 業務の趣旨

本業務は、映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民等の参加のもと、多くの方々に向けた人権啓発につながる演劇、アニメ、ドキュメンタリー等の作品を企画し、制作することを目的とする。

また、「きょうと動画情報館」等の不特定多数の方々が見聴する媒体を積極的に活用することを想定し、企画、制作を行う。

3 受託業務の内容

以下の項目を考慮し、一連の業務として企画及び実施をすること。

(1) 作品の企画における連携

右京区人権啓発事業を主催する「右京区民ふれあい事業実行委員会」等の団体との連携を図り、それら主催団体の意向を踏まえた作品の企画を行うこと。

また、右京区を舞台とした親しみやすい作品制作や、作品の発信を通じて、ひとりひとりが人権問題と向き合うきっかけとなる作品とすること。

なお、時勢に適した内容とすることで、多くの方々の人権問題に興味、関心を抱ける作品となるよう、主催団体との調整を行うこと。

(2) 制作コンテンツ

外国人、障害のある人または性的少数者を題材とし、広く区民が人権について考え、また、令和3年は右京区制が始まり90周年の節目であることを記念して、区民の方々が右京区に対してより愛着を持ち、明るい未来を展望できる心温まる作品とする。

(3) 作品制作への区民参加

作品制作に当たり、区民が参加・出演する機会を必ず設けるとともに、区内の施設や観光資源等を活用して撮影を行い、区民をはじめとする多くの方々に興味を持っていただけるように創意工夫を行うこと。

なお、広報物を作成するに当たっては、事前に協議し、京都市印刷物として発行する手続きをとること。

(4) 作品制作と監修

作品については、「きょうと動画情報館」等WEBページでの視聴を前提とし、制作すること。

登場人物の発言等を表記した字幕を制作し、映像の下部に付すこと。

エンドロールに、右京区人権啓発事業「小・中学生による人権啓発ポスター展」出展作品の写真と制作者氏名を掲載すること。

本市職員と連絡を密にして作品制作にあたること。

作品内の描写、せりふ、表現等が、人権を扱った作品として、不適切な箇所がないか、公益財団法人 人権教育啓発推進センターの監修を受けること。監修費用は契約金額に含まれるものとする。(参考：監修費用は、15分で3万円程度)

また、制作作品については後述8(II)に記載するように、DVD-R等の媒体に記録して、提出すること。

(5) 作品の時間

15分程度にすること。

なお、エンドロールの右京区人権啓発事業「小・中学生による人権啓発ポスター展」出展作品の写真と制作者氏名の掲載時間は含まなくても構わない。

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月18日(金)までとする。

5 契約上限額

1,400千円を上限とする(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

※前払い金は支払わない。

6 業務の進め方

(1) 本委託業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(2) 業務の実施に当たって、後述7に示す書類を提出し、本旨監督員の承諾を受けるものとする。

(3) 業務の実施に当たって、逐次、本市と協議を行い、本市監督員の指示により業務を進め、業務の結果について速やかに報告を行うこと。

なお、月1回程度業務の進捗状況等の中間報告を行うこととする。

(4) 業務の内容については、機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。(業務完了後も含む。)

(5) 業務上、受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。

(6) 受託者は、業務実施に当たり、関係法令等を遵守し、常に適切な業務管理を行わなければならない。

(7) 受託者は、本市監督員と打合せを行った内容について、協議録等を作成し、これを提出しなければならない。

(8) 受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市監督員の指示に従うものとする。

本業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。

(9) 業務の実施に当たり、本募集要項に定めのない事項及び本要項が定める事項について疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議を行うものとする。

7 業務実施に当たっての提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次に掲げる必要書類を提

出し、本市監督員の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務行程表
- (3) その他必要な書類

8 成果品の提出等

本市に納品する成果品及びその提出は以下のとおりとする。

なお、受託者は、本業務の実施により得られた作品等をはじめとする成果品全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を京都市に無償で譲渡するものとする。

(1)制作作品

試写版を令和4年2月4日（金）までに提出すること。

制作した作品をDVD-R等に記録し、100部提出すること。

作品については、Windows Media Playerでの再生及び複製、家庭用DVDプレーヤーでの再生が可能なファイルフォーマット（WMV形式が望ましい）とし、ハイビジョン画質で視聴できるようにすること。（フルHD）

作品の複製ができなかった場合、別に提出を求める。

(2) WEB用作品

「きょうと動画情報館」アップ用のデータを記録したDVD1部を、令和4年3月4日（金）までに提出すること。データ容量は、600MBを目安とし、ファイル形式は、MP4形式等とする。（ハーフHD）

(3) 区民参加の様子を記録した写真（一般的な画像ファイル形式JPEG等）

(4) 作品を周知するチラシを令和4年2月28日（金）までに作成し、電子データとして提出すること。フォーマットはPDFファイルとする。

(5) 本業務で取得、利用又は作成した資料

(6) その他本市監督員が支持するもの

9 業務完了後の提出書類

- (1) 完了通知書
- (2) 納品書
- (3) 請求書
- (4) その他本市監督員が必要と認める書類

10 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果や作品の著作権は、京都市に帰属する。
- (4) 本業務に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うとともに、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。